

山梨県公報

第二千九号

平成二十二年

一月七日

木曜日

目次

告示

保安林の指定の解除の予定……………一
家畜等の移動を禁止する区域の指定の解除……………一

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請……………一
落札者等の決定について……………二
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………二
開発行為に関する工事の完了について……………二
甲府都市計画道路事業の施行について……………二

教育委員会

山梨県立学校管理規則等の一部を改正する規則……………三
専門学校山梨県立農業大学校管理規則の一部を改正する規則……………三
山梨県立学校処務規程の一部を改正する訓令……………四
山梨県教科用図書採択地区の設定の一部を改正する告示……………四
平成二十二年度山梨県公立高等学校入学者選抜(追検査)の基本事項について……………四
平成二十二年度山梨県公立高等学校入学者選抜の基本事項の変更について……………五

告示

山梨県告示第一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十二年一月七日

山梨県知事 横内正明

- 一 解除に係る保安林の所在場所
都留市大野字道沢三五一五(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的

水源のかん養
三 解除の理由
道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二号

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則(昭和三十一年山梨県規則第五十一号)第四条第一項の規定による腐蛆病のまん延を防止するためみつばち等の移動を禁止する区域の指定(平成二十一年山梨県告示第三百四十二号、第三百四十四号、第三百五十五号及び第三百五十六号)は、解除する。

平成二十二年一月七日

山梨県知事 横内正明

公告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年一月七日

山梨県知事 横内正明

- 一 申請のあった年月日 平成二十一年十二月十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
- 1 名称 特定非営利活動法人PREMIUM
- 2 代表者の氏名 岩間俊彦
- 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市上阿原町三百十二番地六
- 4 定款に記載された目的
この法人は、地産地消の基本理念のもと、広く一般消費者に対して山梨の「地の物」をPRし、併せてこれら自然の恵みを積極活用する食品関連事業者や生産農家等への支援・協力活動のほか、主として企業等に対する環境への負荷軽減の働きかけなど、地域における食文化の発展や食生活の安心・安全の向上を図るとともに、食を通じた地域経済の活性化と環境に優しいまちづくりの推進に寄与することを目

的とする。
三 縦覧期間 平成二十一年十二月二十二日から平成二十二年二月二十一日まで

● 落札者等の決定について
次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。
平成二十二年一月七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 随意契約に係る役務の名称及び数量

山梨県電子入札・公共事業総合管理システム保守運用業務 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県県土整備部県土整備総務課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 随意契約の相手方を決定した日

平成二十一年十一月一日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所

日本電気株式会社・株式会社 Y S K e c o m ・東日本電信電話株式会社 山梨県

電子入札・公共事業総合管理システム共同企業体

山梨県甲府市相生二丁目三番十六号

五 随意契約に係る契約金額

一億二千九百九十八万七千四百円

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第二号に該当

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成二十二年一月七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

笛吹市春日居町熊野堂字市道五六七の三、五七四の一、五七四の二、五七四の八、

五七四の一四、五七四の一五、五七四の一六、五七四の一七、五七四の一八、五七四の一九、五七四の二〇、五七四の二一、五七四の二二、五七四の二三、五七四の二四、五七四の二五、五七四の二六、五七四の二七、五七四の二八、五七四の二九、五七四の三〇及び五七四の三一の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡東建設事務所及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

笛吹市芦川町中芦川四百十三番地 金澤正人

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十二年一月七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 開発区域に含まれる地域の名称

南都留郡富士河口湖町小立字生木塚三八六四、三九〇九の一部、三九一〇の一部、三九一一、三九一二の一部、三九一三の一部、三九一四の一部、三九一五、三九一六、三九一七、三九一八、三九一九、三九二〇の一部、三九三六の一部、三九三七の一部、三九三八の一部及び三九四四の一部の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

山梨県南都留郡富士河口湖町小立三千九百十九番地 富士リゾート企画株式会社 代表取締役 高野辰男

● 甲府都市計画道路事業の施行について

甲府都市計画道路事業の施行について、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

平成二十二年一月七日

一 都市計画の種類及び名称 山梨県知事 横 内 正 明
甲府都市計画道路事業三・四・十一号田富町敷島線

二 施行者の名称 山梨県

三 事務所の所在地 山梨県甲府市貢川二丁目一番八号 中北建設事務所

四 事業地の所在 山梨県甲斐市大下条地内

使用の部分 なし

教育委員会

山梨県教育委員会規則第一号

山梨県立学校管理規則等の一部を改正する規則を次のとおり定める。
平成二十二年一月七日

山梨県教育委員会

委員長 須 田 清

山梨県立学校管理規則等の一部を改正する規則

(山梨県立学校管理規則の一部改正)

第一条 山梨県立学校管理規則(昭和三十六年山梨県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第十二条の二を削る。

第十三条中第十六号を第十八号とし、第四号から第十五号までを二号ずつ繰り下げ、同条第三号中「教頭は」を「副校長又は教頭は」に、「教頭が二人以上あるときは」を「副校長及び教頭が置かれているとき、又は教頭が二人以上置かれているときは」に改め、同号を同条第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 主幹教諭は、校長(副校長を置く学校にあつては、校長及び副校長)及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに幼児、児童又は生徒の教育をつかさどる。

第十三条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

第十五条第一項中「ただし、」の下に「教務主任等の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他」を加える。

(山梨県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部改正)

第二条 山梨県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則(昭和三十三年山梨県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表中「教頭」の下に「主幹教諭」を加える。

(産業教育手当支給に関する規則の一部改正)

第三条 産業教育手当支給に関する規則(昭和三十四年山梨県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第三条中「教頭」を「副校長、教頭、主幹教諭」に改める。

第四条中「教諭」を「主幹教諭又は教諭」に改める。

第五条中「教頭」を「副校長、教頭、主幹教諭」に、「本規則第四条」を「前条」に改める。

(山梨県立高等学校の修学旅行、遠足、見学旅行その他の校外行事の基準に関する規則の一部改正)

第四条 山梨県立高等学校の修学旅行、遠足、見学旅行その他の校外行事の基準に関する規則(昭和四十四年山梨県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第五条中「校長」の下に「副校長」を加える。

(山梨県立特別支援学校の修学旅行その他の校外行事の基準に関する規則)

第五条 山梨県立特別支援学校の修学旅行その他の校外行事の基準に関する規則(昭和四十四年山梨県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第六条中「校長」の下に「副校長」を加え、「(分校主任を含む)」を削る。

(山梨県教育委員会事務決裁規則の一部改正)

第六条 山梨県教育委員会事務決裁規則(平成十三年山梨県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「第十二条の二」を「第十三条第二号」に改め、同条第八号中「第十二条の規定による」を「第十三条第三号に規定する」に改める。

第九条第一項中「定時制課程の場合にあつては、副校長が代決し、その他の課程の場合にあつては、」を「あらかじめ校長が指定する副校長又は」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

附則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会規則第二号

専門学校山梨県立農業大学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十二年一月七日

山梨県教育委員会

委員長 須田 清

専門学校山梨県立農業大学校管理規則の一部を改正する規則
専門学校山梨県立農業大学校管理規則（平成十九年山梨県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。

（平成二十二年度入学生に係る特例措置）

- 2 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間における第三条の規定の適用については、同条の表養成科の項中「三十名」とあるのは「四十名」と、「六十名」とあるのは「七十名」とする。
- 3 平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間における第三条の規定の適用については、同条の表養成科の項中「六十名」とあるのは「七十名」とする。

附則に次の一項を加える。

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会訓令甲第一号

庁中一般
県立学校

山梨県立学校処務規程の一部を改正する訓令を次のとおり定める。

平成二十二年一月七日

山梨県教育委員会

委員長 須田 清

山梨県立学校処務規程の一部を改正する訓令

山梨県立学校処務規程（昭和三十六年山梨県教育委員会訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

第六条の二中「定時制の課程」の下に「又は分校」を加える。

第六条の三第一項中「定時制課程について」を削り、「副校長」を「あらかじめ校長が指定する副校長又は教頭」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項を同条第二項とする。

第二十条の六第一項中「教頭」を「副校長（副校長を置かない場合にあつては、教頭）」に改める。

第二十条の七中「教頭（全日制の課程、定時制の課程又は通信制の課程のうち一の課程に教頭が二人以上ある学校であつて分校を設置しないものについては、校長が指定す

る教頭とする。以下同じ。）を「あらかじめ校長が指定する副校長又は教頭（以下「事務次長等」という。）」に改める。
第二十二条第一号中「事務次長及び教頭（以下「事務次長等」という。）」を「事務次長等」に改める。

第三十一号様式中「

校長	事務次長	教頭	職員	事務次長
----	------	----	----	------

」に改める。

附則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会告示第一号

山梨県教科用図書採択地区の設定の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年一月七日

山梨県教育委員会

委員長 須田 清

山梨県教科用図書採択地区の設定の一部を改正する告示

山梨県教科用図書採択地区の設定（昭和三十九年山梨県教育委員会告示第六号）の一部を次のように改正する。

表峡南の項中「増穂町・皷沢町」を削り、「南部町」を「南部町・富士川町」に改める。

附則

この告示は、平成二十二年三月八日から施行する。

●平成二十二年度山梨県公立高等学校入学者選抜（追検査）の基本事項について

平成二十二年度山梨県公立高等学校（大月短期大学附属高等学校及び甲陵高等学校を除く。）入学者選抜（追検査）の基本事項（全日制の課程における後期募集及び定時制の課程における入学者選抜の追検査に係るものに限る。）を次のとおり定める。

平成二十二年一月七日

山梨県教育委員会

委員長 須田 清

全日制の課程における後期募集（追検査）

一 追検査の対象者

医師からインフルエンザと診断され、又はインフルエンザ様症状により、三月四日に実施する学力検査を欠席する者

二 申請

追検査の申請は、在学中学校長を経由して、申請書に医師の診断証明書（教育委員会が定めるものに限る。）を添えて、あらかじめ志願先高等学校長に申請する。
 なお、当日の急な発熱等で急遽申請する場合は、検査日の翌日までに申請する。

三 追検査の方法

1 学力検査を実施する。

2 学力検査の検査教科及び配点
 ア 検査教科は、国語、社会、数学、理科及び英語（リスニング検査を含む。）の五教科とする。
 イ 配点は、各検査教科百点とする。ただし、専門教育学科及び普通科のコースの指定については、検査教科の配点を変えて行うことがある。

3 検査期日
 平成二十二年三月九日（火）

4 検査時間
 国語は五十五分とし、社会、数学、理科及び英語は各四十五分とする。

四 選抜方法

1 調査書の記録及び学力検査の成績を総合判定し、選抜する。
 2 判定に当たっては、調査書の記録と学力検査の成績を同等に扱う。

五 入学許可予定者の発表
 平成二十二年三月十一日（木）の午後三時
 定時制の課程における入学者選抜（追検査）

一 追検査の対象者

医師からインフルエンザと診断され、又はインフルエンザ様症状により、三月四日又は五日に実施する学力検査又は面接を欠席する者

二 申請

追検査の申請は、在学中学校長を経由して、申請書に医師の診断証明書（教育委員会が定めるものに限る。）を添えて、あらかじめ志願先高等学校長に申請する。
 なお、当日の急な発熱等で急遽申請する場合は、検査日の翌日（検査日が五日の場合は八日）までに申請する。

三 追検査の方法

1 学力検査及び面接を実施する。
 2 学力検査の検査教科及び配点

ア 検査教科は、国語、社会、数学、理科及び英語（リスニング検査を含む。）の五教科とする。
 イ 配点は、各検査教科百点とする。

3 検査期日

平成二十二年三月九日（火）

4 検査時間

国語は五十五分とし、社会、数学、理科及び英語は各四十五分とする。

四 選抜方法

調査書の記録、学力検査の成績及び面接の結果を総合判定し、選抜する。

五 入学許可予定者の発表

平成二十二年三月十一日（木）の午後三時
 その他

この公告に定めるもののほか、平成二十二年山梨県公立高等学校（大月短期大学附属高等学校及び甲陵高等学校を除く。）入学者選抜（追検査）の基本事項については、平成二十一年五月二十一日に公告した平成二十二年山梨県公立高等学校入学者選抜の基本事項の定めるところによる。

●平成二十二年山梨県公立高等学校入学者選抜の基本事項の変更について
 平成二十一年五月二十一日に公告した平成二十二年山梨県公立高等学校（大月短期大学附属高等学校及び甲陵高等学校を除く。）入学者選抜の基本事項を次のとおり変更する。
 平成二十二年一月七日

山梨県教育委員会

委員長 須田 清

全日制の課程における後期募集

変更箇所	変更前	変更後
入学許可予定者の発表	平成二十二年三月十一日（木）の午前十一時	平成二十二年三月十一日（木）の午前十一時（追検査を実施した場合には午後三時）

定時制の課程における入学者選抜

変更箇所	変更前	変更後
入学許可予定者の発表	平成二十二年三月十一日	平成二十二年三月十二日（

(木)の午前十一時

(木)の午前十一時(追検査
を実施した場合にあつては
午後三時)

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番